

奈良時代の浮浪と京畿計帳

長 山 泰 孝

【要約】奈良時代の浮浪については、おもに京畿計帳の逃亡に関する注記に基づいて立論がなされてきた。そのさい注記形式の相違が浮浪の実態の相違に應ずるものであることや、京畿計帳にみられる逃亡の様相が、奈良時代の逃亡の一般的様相をも示すものであることが立論の前提とされてきた。しかし京畿計帳を検討してみると、右の前提は必ずしも確実なものとはいえない。また逃亡後六年を経れば除帳されるという令の規定が実行されず、それどころか逃亡者の年齢の変化に応じて、不課口であったものが課口とされて現実に調を負担せしめられ、課口であったものが不課口とされるという不可解な措置さえとられている。今後奈良時代の浮浪を問題にする場合、京畿計帳の史料性格の十分な検討が必要であろう。

史林 五〇巻四号 一九六七年七月

ま え が き

周知のように律令体制社会においては、賤民階級を除くすべての農民が国家の公民として把握され、農民相互の私的隸属関係は認められないたてまえになっていた。しかし律令国家の解体にもなつて国家と公民の関係もくずれ、私的隸属関係が顕在化し、やがて封建的身分社会が展開する。このような歴史的過程のなかで、国家と公民関係からの離脱を志向する浮浪の果たした役割は大きかったと思われる。

奈良時代の浮浪についてはすでに多くの論考があり、論点もてつくした感があるが、それらの論考を仔細に検討してみると、なお疑問の点が少なくなく、究明さるべき問題が残されているように思われる。本稿は、奈良時代の浮浪に関する研究を進めてゆくための基礎作業として、これまでに発表された主要な論考を検討して問題点の整理を試みたものである。

一 浮浪と逃亡について

本貫の地を離れて他郷を流浪するものに浮浪と逃亡があったこ

とは、戸令絶貫条に対する集解諸家の注釈や、捕亡律逸文の非亡浮浪他所条、同じく部内容止他界逃亡浮浪者条によって知られる。

すなわち本貫を離れていてもなお課役を全出しているものが浮浪であり、これと反対に課役をまったく欠くものが逃亡であるというのが、律令によって与えられた規定とみてよいであろう。

しかし奈良時代の官符などにみられる用法では、浮浪は課役を忌避し、またその結果戸令戸逃走条の規定によって籍帳から削られるべきものとして、逃亡とまったく同じ意味に使われており、川上多助氏が指摘されたように、浮浪と逃亡の区別は無視されているのである^①。平田耿二氏は、浮浪と逃亡に関する律令本来の概念規定が無視されていることを一応認めつつも、なお律令収奪体系の内にあるか外にあるかという概念的差異は充分に意識されていたとして、その根拠につきの史料をあげておられる^②。

すなわち(1)統日本紀天平勝宝七年五月丁丑条に「大隅国菱刈村浮浪九百卅余人言。欲_レ建_レ郡家。詔許_レ之。」とある浮浪は、逃亡に郡家の建築を許すとは考えられないから、名簿に録された逃亡のことをいっているとみられ、逃亡と区別した呼称である。また(2)同じく天平宝字二年一〇月甲子条の「発_レ陸奥国浮浪人。造_レ桃生城。既而復_レ其調庸。便即占着。又浮宕之徒貫為_レ柵戸。」という記事にみえる浮浪人と浮宕之徒との区別は、名簿に録されて課

役を輸していた逃亡と、まだ録されない逃亡との区別を示すものであるとのべておられる。

(1)は郡衙の建物の建築ではなく、和銅六年九月に撰津職の河辺郡玖左佐村を能勢郡としたように(統紀)、菱刈村をのちの和名抄にみえる菱刈郡に昇格させたものと思われる。この場合浮浪が平田氏の考えておられるように、名簿に録された逃亡であるか否かには疑問がある。なぜなら大隅、薩摩両国では天平の初期においても班田制を施行することができず、百姓はその所有地を墾田として佃ることを認められていたことを考えると(統紀天平二年三月辛卯条、菱刈村の百姓は勝宝年間にいたってもなお、国家によって直接把握された、いわゆる調庸の民とよばれる状態にはなっておらず、そのためこのような状態にある百姓を、戸籍に付せられた一般の公民と区別して便宜的に浮浪とよんだとも考えられるからである。

(2)の浮浪人と浮宕之徒との区別は平田氏の説かれる通りであると思われる。しかし浮浪と浮宕という類似した表現を使っているところから窺われるように、この区別は当時の陸奥国に現実存在した逃亡の実態に対応したものではあっても、意識的に概念化されたものとは考えられず、これをもって奈良時代にこのような法制的な区別が普遍的に存在したとみることはできない。

いずれにせよここにとりあげられているのは、逃亡者がふたたび国家の手によってとらえられた場合の区別であつて、逃亡発生の時点における浮浪と逃亡の区別は、平田氏も認められるように奈良時代のはじめから無視されていたのである。

浮浪の概念は、たんに本貫の地を離脱する行為あるいは離脱している状態を示す言葉として、逃亡と同じ意味に用いられたとみるべきであろう。

このような混乱が生じた理由の一つは、浮浪と逃亡の区別にははじめから問題がふくまれていたためであると考えられる。すなわち課役を全出するか否かという基準による区別は、班田農民の収奪のうえにたつ律令国家の当然の要請と考えられるが、しかしこの基準による限り、課口の浮浪と逃亡を区別することはできても、不課口の場合はそれが不可能になる。強いてこの基準を適用するならば、本貫を離脱した不課口はすべて浮浪であるということになる。しかしそれでは国家の支配から逃れても、不課口であれば浮浪として扱われ、籍帳から除かれることも口分田を取公されることもないという矛盾をきたすことになる。実際にはそのようなおこりえなかつたと思われるし、史料のうえでも京畿の計帳や近江国志何郡計帳などでは不課口にも逃と注記されているのである。

原島礼二氏は課役を基準とする律令の規定を認めて、不課口は本来すべて浮浪であるとき、それにもかかわらず計帳に逃と記されていることから、奈良時代の前半のある時期に限って不課口の浮浪も逃亡に准じて追求されたと考えられた。^③しかし課役を基準とする区別ははじめから厳密には適用されず、不課口であっても国家の支配から離脱したものは逃亡として扱われたと考えるべきであろう。実際問題としても、浮浪と逃亡に関する律令の規定は法文上の問題にすぎず、国家の支配から逃れようとする農民に浮浪、逃亡の概念を区別して適用することなど無意味であつたらう。奈良時代の法令に浮浪と逃亡が混用されているのはこのような理由によると思われる。

ただしこのことは必ずしも奈良時代に、律令に規定する浮浪の状態にあたるものが存在しなかつたことを意味するものではない。逃亡律の非亡浮浪他所条に合法的な浮浪として認められている「營_二求資財_一及学宦者_一」や、当時の生産条件から本郷を離れて耕作に従事するものが存在したことは疑いない。しかしそれらのものは処罰されるべき浮浪とは考えられず、法令の対象とはされなかつたとみてよいであろう。本郷を遠く離れて耕作に従うものが法令のうえで問題とされるのは、はるかに下つて大同三年になつてからである。^④

奈良時代に本郷を離れて居住するものについて問題とされたのは、それが国家の支配から離脱する意志によるか否かであり、後者（離脱する意志をもたないもの）は法律の対象とされず、前者（離脱する意志をもつもの）が逃亡者として、浮浪・浮岩あるいは逃亡などの名称をもってよばれたと考えられる。

二 浮浪発生の原因

浮浪発生の原因について、川上多助氏が班田収授制の衰退と地方行政の紊乱をあげられ、北山茂夫氏がこれを苛酷な徭役に対する闘争にもとめられたように、ひとによって力点の相違はあるが、浮浪発生の原因を基本的には律令国家の体制的矛盾による農民の窮乏にあり、逃亡は課役の忌避を目的としておこなわれたとみる点で一致している。しかし逃亡は史料的にもまた実際上も、必ずしも課役の忌避によるものばかりであったとは考えられず、そこに逃亡の歴史的意味についていくつかの説がだされている。

すなわち(1)逃亡を計画的移住とみる直木説^⑥、(2)同じく移住説に属するが、これを婚姻、分家に力点をおいてみる平田説^⑦、(3)逃亡の原因として貴族による吸引を説く岡本説^⑧、(4)逃亡に偽籍の場合がありえたとする塩沢説^⑨などがそれである。このようにいくつかの説がだされるところに逃亡の一樣でない複雑さが窺われるので

あるが、つぎにこれらの説について検討を加えておきたい。

(1)(2)はともに逃亡が必ずしも課役の忌避を目的とする生活困窮者ばかりではなく、新天地の開拓(1)、あるいは嫁出、分家を目的とする(2)移住者がかなり多かったとするものである。そしてこのような移住が逃亡という形をとっておこなわれたのは、令制においては戸令居狭条に規定されるように、戸口の移住が認められていなかったため、移籍を獲得する便法として逃亡という形をとり、移住先において戸令絶貫条の適用をうけて貫に付されることを狙ったためであるとみる。

律令国家のもとでは居住の自由は原則として大巾に制限されていたから、移住を欲するものがしばしば逃亡という形をとったことは十分に考えられるところである。しかし戸令居狭条がはたして移住制限令として絶対的なものであったか否かには疑問があり、また(1)(2)が依拠している京畿計帳の史料的性格についても問題があるように思われる。この点についてはのちに京畿計帳を検討するさいに必要に応じて触れることにして、ここでは(1)(2)において、逃亡の形をとる移住が法の不備を補う便法としてある程度公認されていたかのような印象をうける点についてみておきたい。ことに平田氏は「逃亡者が移住的分家的に逃亡する手段を拵び得たということは、奈良朝前期の農民支配を考える場合、律令国家の意

図する人身支配を過大評価して、国家権力と班田農民とを直接結びつけて考えるやり方が危険であることを示している。」という結論さえひきだしてこられるのであるが、これは問題であろう。

たしかにのちにもみるように移住はこれまで一般に考えられてきたよりは、法的にも実際的にも容易な行為であったと考えてもよさそうである。しかし移住が事実としてかなり多くみられる現象であったということ、国家支配の本質とはまったく別問題である。平田氏のえた結論は、いかなる苛酷な専制支配にあつても、人民を完全に緊縛しきることは困難であるといふごく当然の現象を示すにすぎないであろう。

個別人身的支配に基づく律令国家にとって非合法の移住を黙認することは自己の存立の基盤を危うくすることである。また農民の側からみても移住は容易に課役の不輸、ひいては国家権力からの離脱と結びつく行為であり、逃亡という形をとる移住を執行すること自体が律令支配に対する抵抗を意味していたと思われる。たとえ生活の困窮による課役の忌避を直接の目的としない、より余裕のある形態であっても、逃亡は律令支配を掘りくずす作用をもち、農民の国家に対する闘争の一形態をなすものであること、そしてこの問題は浪人の階層性の問題として考察すべきことを明確にしておくべきであろう。(1)の逃亡、すなわち新しい生活を開

拓するための移住は、直木氏が「律令制を克服する者としての浮浪」と規定しておられるように、右にのべた意味における逃亡にまっすぐ結びつくものであるといえよう。

また(2)の場合についてみると、平田氏は京畿計帳の分析によつて分家的逃亡に二つの場合が考えられることを認めておられる。

すなわち(イ)戸主の直系親および兄弟姉妹で、同戸のうちで家族を形成しえないものが新しい生活の展開をもとめて分家的に逃亡する場合と、(ロ)家族を形成しえない不安定な傍系親が家族の枠外に押しだされ、安定した生活の基盤をもとめて逃亡する場合である。

(イ)(ロ)ともに戸内で家族を形成しえないとする条件が曖昧であるが、それを別にしても、戸令為戸条によつて同里内とはいわぬまでも、同郡内あるいは同国内に別戸を形成することが決して不可能ではない条件のもとで、あえて畿外や寺社あるいは土豪のもとに走るといふのは、たんなる分家的移住としてのみとらえることはできないであろう。(2)の場合も逃亡はたんに家族形態や法制上の規制をうけるだけの問題ではなく、(1)の場合と同様に律令体制に対する抵抗と結びつく行為であつたと考えられる。

つぎに(3)はあまり問題がないと思われるので(4)についてみよう。塩沢氏は計帳に逃と注記されているものについてわりの逃亡がありうるとし、それに二つの場合を想定しておられる。すなわち(イ)有

力戸のとくに直系親が律令国家に対する負担をさけるために逃亡をいつわる場合と、(a)没落した農民が禁止されている口分田の売却をおこない、これを法的に糊塗するため逃亡といつわって、土豪のもとでもとの土地の耕作を続ける場合とである。

(1)については平田氏の批判がある。氏は塩沢氏が例証としてあげる雲上里計帳の有力二戸の良民逃亡一九人のうち、逃亡を必要とする課丁は二人で、あとは人頭税の対象とならない女子供であること、また塩沢氏は一九人中一三人がそれに含まれる「在」を「逃」とみなして、有力二戸に直系親の逃亡が多いと考え、これを偽籍説の根拠としているが、「在」は半ば合法的な移住である浮浪と考えられ、これを除くと直系親の逃亡は零となり、また二戸の良民逃亡率も二戸以外の逃亡率より低くなることなどを根拠にして、逃亡偽籍説に疑問を呈しておられる。そしてこの点に關する平田氏の批判は正当であると思われる。

また(2)についてみると、貧窮の結果口分田を手離し、これを法的に糊塗するために逃亡をいつわらなければならぬのは、偽籍をおこなうだけの實力をもつ有力戸でなく、弱小戸であるということになるが、そうであるとする逃亡偽籍は有力戸にかぎるとする塩沢氏自身の前提と矛盾することになる。また氏が逃亡問題を考察する史料とされた京畿計帳をみても、(2)を具体的に裏づけ

るような事実は見出せないように思う。

塩沢氏の逃亡偽籍説は現在定説と化した感があり、また理論的にはその可能性を否定しきることはできないと思われる。しかし偽籍説が京畿計帳を根拠とするかぎり十分に立証されたとはいえず、根本的な再検討が必要であると思われる。しかしまた京畿計帳を根拠として北山氏や塩沢氏の、課役忌避を逃亡の直接の原因とする説を否定することにも問題がある。

従来の浮浪に関する研究は、ほとんど京畿計帳を拠りどころにしてなされているといつてよいであろう。しかし京畿計帳にみられる逃亡は、奈良時代の官符類に窺われる逃亡とあまりにもその様相を異にしており、またのちに触れるように京畿計帳にはそれ自体に不可解な点が多く含まれている。これらのことを考え合わせると、京畿計帳をもって浮浪問題一般を考察することには問題があるのではなからうか。そこから性急に一定の結論をひきだすのではなく、京畿計帳の浮浪に関する史料的人格を真剣に検討し直す時期にきているように思われる。

三 京畿計帳の逃注記

1

浮浪問題の考察に必ずといつてよいほど利用される史料であり

ながら、史料そのものの検討が十分でなく、不可解な点を数多く残しているのが京畿計帳にみられる逃亡の注記である。この逃亡記については原島礼二氏が三つの特徴をあげて検討を試みられたが、本節でもほぼこの原島氏の指摘された三点に沿って問題点を拾ってゆきたい。

京畿計帳のうち神亀三年（七二六）の山背国愛宕郡雲上里および雲下里計帳、天平五年（七三三）の右京計帳、同じく天平五年のものとしてされている山背国愛宕郡計帳の四つの計帳には多くの逃亡に関する注記がみられる。この逃亡記の第一の特色は、計帳作製時から満六年をはるかに遡る逃亡が記載されていることである。

いうまでもなく戸令戸逃走条に規定される、いわゆる三周六年の法によって、戸をあげての逃走の場合には三年、戸口の逃走の場合には六年を経れば計帳から除かれることになっている。この三周六年の意味は、逃亡を注記した年から数えて三年あるいは六年の間は除帳せず、四年目あるいは七年目に除帳すると解せられる。従って戸口の逃亡の場合、もし戸令集解戸逃走条の古記のいうように、帳から除く理由を仔細に注記することが実行されたとすれば満七年以前の、また理由を注記せずたんに除帳するだけであれば満六年以前の逃亡までが計帳に跡をとどめるわけである。三周六年の法が実行されていれば、われわれはせいぜい神亀三年

の計帳の場合には養老三年（七一九）の、天平五年の計帳では神亀三年の逃亡までを知りうるにすぎないであろう。ところが京畿計帳ではこの限界をこえて、はなはだしい場合には満二十五年以前の逃亡が除帳されずに注記をとどめているのである。

原島氏は同時期の近江国や出雲国では三周六年の法が守られていたと推定されることから、右のような現象は京畿計帳に特有のものであり、ある時期、京畿内では戸令戸逃走条の適用外にあつたと指摘されている。そしてその時期については、逃亡記の上限が和銅元年（七〇八）におかれていることから、和銅元年の逃亡者を除帳すべき靈龜元年（七一五）の計帳作製時になんらかの理由から除帳しなくなり、以後それが続いたものとされ、下限については、天平七年（七三五）の山背国隼人計帳の断簡にみられる四郷戸に逃亡記がまつたのみを六年除帳制が復活したためと考えて、それより二年前の天平五年としておられる。京畿内に戸令戸逃走条が適用されなくなった時期の上限を靈龜元年とするのは正しいと思われるが、上限については根拠とされた史料が隼人という特殊な集団の計帳であり、四郷戸という僅かな事例によるものなので、十分に立証されたとは考えられず、いまのところ不明とするしかないと思われる。

靈龜元年以降、京畿内では逃亡に戸令戸逃走条が適用されなく

なつたとすると、そこからいくつかの問題が生じてくる。まず第一に(イ)逃亡者を六年後も除帳しないという措置は計帳のうえだけにとどまり、戸籍からは除かれて口分田を収公されるのか、それとも(ロ)戸籍のうえでも除籍されることなく、従って収公もおこなわれぬことになるのか、いずれであるかが問題になる。洞富雄氏と平田耿二氏は(イ)をとっておられるようである。

洞氏は雲上里の出雲臣大嶋の戸の計帳にいずれも「随夫筑紫国」と注されている戸主の娘三人は、戸籍では当然その名を削られたはずであるとのべておられる。また平田氏は逃亡者の口分田は逃亡後六年たてば戸逃走条によって班年を待たず収公されたとしておられるので、当然逃亡者は戸籍からは削られたと考えておられるとみてよいであろう。洞氏の場合、出雲臣大嶋の娘は逃と注記されておらず、通説ではこれを在の一種とみて、逃亡ではなく律令に規定する意味での浮浪としている。もし浮浪であれば除帳、除籍の対象外であるから問題にならないし、また計帳に「割往」というような注もないので正式の移籍手続がとられたとも考えられない。もしまたこれが真実の逃亡であるとしても、以下にのべる理由によって除籍がおこなわれたとは考えにくいのである。

平田氏の場合、まず逃亡後六年たてば班年を待たず口分田が収公されるというのは養老令の規定であり、大宝令施行期の制度と

しては問題であろう^⑧。しかし大宝令によつたとしても、逃亡六年後最初の班年には口分田を収公されるのであるから、造籍年には逃亡後六年を経過したものは除籍されそうなのであるが、すでに三周六年の法が無視されているのに、口分田収公のみが実行されたか疑問であるうえに、計帳の内容をみると逃亡者の除籍、収公がおこなわれたとは到底考えられないのである。

その理由は、逃亡後六年以上を経過したものが課口に救えられ、調を負担させられているからである。一、二の例をあげると、神龜三年の雲下里計帳の出雲臣真足と出雲臣千依の戸は、それぞれ課口五人で、そのうち正丁四人がともに見輸とされているが、この四人の正丁のうち各一人が、真足の戸では養老二年に、千依の戸では和銅五年に逃亡したことになる。これは戸逃走条に規定されている逃亡者の租調の同戸代輸が延長されたものと思われるが、調の徴収が六年をこえて延長されている以上、租もまた同様であったと思われる、従って口分田は収公されなかったと推定される。律令体制のもとでは反対給付のない一方的収奪はふつうおこなわれぬことになっているからである。

なお注目されるのは、男子の逃亡者で計帳に正丁と記されているもののなかには、逃亡時に十六歳以下で当然いかなる負担をも負っていないものがあつたものがあり、はなはだしい場合には四歳で逃亡

して口分田も未給であったものがまじっていることである。たとえば天平五年の愛宕郡計帳の戸主（秦人広幡）真君の戸口、秦人広幡土方は二四年前の和銅二年に十一歳で越前国に逃亡したが、計帳には正丁として課口に教えられている。また同じく戸主壬生家麻呂の戸口の壬生小国も二一年前の和銅五年に四歳で逃亡していながら課口に入られている。右にあげた二つの戸の記載はともにも断簡で、戸内の正丁をすべて確かめることができないので、厳密にいうと土方や小国が見輸の正丁であるか否か不明であるということになるが、京畿計帳の他の例からみて、彼らは実際に調を負担したと考えてよいと思われる。

このように逃亡時に不課口であり、ことに口分田さえ受けていないものから調を徴収するというのは、もはや逃亡者の負担を同戸が代輸するという本来の趣意をこえていると考えられる。この場合、口分田なしにこのような負担を課したとは考えられないのである。しかしそうすると口分田未給のままに、あるいは小子、中男で逃亡したものが一定の年齢に達すれば、本人が現住しないままに口分田を支給したり、中男あるいは正丁に見合う負担を課していったことになり、まことに不可解なことになる。なおこれと逆の現象として、逃亡時に正丁だったものが年数を経て耆老になると課口からはずされており、調の徴収に関する限り、あたか

も逃亡という事実が存在しなかったかのような取り扱いをうけている。このような不可解な現象は、逃注記自体の史料の信憑性を疑わしめるものであり、今後この現象の意味するところを究明する必要があると思われる。

つぎに靈龜元年にいたって、京畿内に戸逃走条の三周六年の法を適用しなくなった理由について考えてみたい。これについて平田耿二氏は、延喜主計式によると主計寮では、課丁の数が前年より減っている場合は大帳をうけとらないことになっており、また不課口でもその減損は国郡司の考課の対象となることを指摘して、これを三周六年の法を無視して逃亡を除帳しなくなった理由とされている。奈良時代前半の制度について考察する場合、延喜式を参考とすることには問題があり、またこれでは靈龜元年という時点について説明できないことになるが、じつはほかからぬ靈龜元年に、平田氏が指摘されるような意味を内包した法令がだされているのである。

すなわち続日本紀靈龜元年五月辛巳朔条に載せる勅には、有名な土断法に続いて国郡司の功過について上中下の三等が示されているが、それには「宜_下……（中略）田疇荒廢。百姓飢寒。因致死亡者為_下等_上。十人以上。則解_見見任。」とみえる。またこれに続いて「又四民之徒。各有_其其業。今失_職職流散。此亦国郡司教導

無_レ方。甚無_レ謂也。有_ニ如_レ此類_一。必加_ニ頭鬚_一。」とものでべている。

これによると国郡司が撫育教導に努めず、ために百姓が死亡あるいは逃亡し戸口を減じた場合には、国郡司は罰をうけるわけで、これを実行するために巡察使を派遣することも定められており、実行の意志はかなり固いものであったと思われる。計帳造進の期限の前にだされたこの勅は、この年の計帳作製に大きな影響を与え、戸口減損を恐れた京畿内の国郡司が逃亡後六年を経過したものの除帳を怠ったと考えると、京畿計帳の逃注記の在り方をよく説明することができるように思われる。しかしこれはあまりにみえすいた詐術にすぎぬように思われ、また三周六年の法の停止が永く続くと、籍帳と郷里の実態とがあまりにもかけ離れたものになることも考え合わせると、この考えを断案として採用するのがためらわれる。

靈龜元年における三周六年の法の停止の理由としてこのほかに考えられる一、二の理由をあげてみると、まずこれによって租調の収奪を続ける意図があったのではないかということが考えられる。しかしそのために課口のみならず不課口まで除帳除籍せず、口分田を与え続けるのでは、うるところ少なく、失なうところが多いので、これはまず成立しないであろう。

つぎに根本的理由であるとはいえないが、三周六年をすぎても

除帳されないもののなかには、本貫にふたたびたち帰ることを期待されているものがあつたのではないかということが考えられる。

戸令集解造計帳条には「若全戸不在郷者。」という令文に対して、古記が「謂合家之_レ外任云々」と注し、釈も「仮有_ニ辺要之官_一。举_レ戸在_レ任云々」と注釈を加えている。京戸あるいは畿内の村落からは下級官人が多く供給され、外官となって地方に赴任するものも多かったと思われる。計帳に逃あるいは在とあるものなかには、このような官人に同道した家族もかなりあつたのではないかと思われる。ただしこの考えが成立するためには、律令にいう浮浪にあたるものがこの時期には逃とされたという前提が必要であるが、十分に立証できない事柄なので、これも推量にとどめたい。

要するに京畿内で靈龜元年から三周六年の法を適用しなくなつた理由としては、この年の五月にだされた国司の功過に関する勅の影響をうけた可能性があること、また逃や在のなかには外官として地方に赴いた官人に同行した家族のものがかなりあつたのではないかということが推量されるのであるが、疑問の点も多く、必ずしも断定しがたい。

2

逃注記の第二の特色として注記の多様性をあげることができる。

原島礼二氏の、記載形式による区分に従うとつぎのごとくである。(1)逃とだけあるもの。(2)逃亡年(月日)プラス逃とあるもの。(3)逃亡年(月日)プラス国(郡郷)名プラス逃とあるもの。(4)逃注記はなく、ただ国(郡)名を注記したり、そのしたに「在」と記すもの。

右のうち(1)は奴婢だけにみられるもので、ここでは一応考察から省くことにして、(2)以下についてみてゆこう。まずはじめに考えておきたいのは、(3)(4)の国郡名が本当の行先を示すものであるか、あるいは追求をのがれるためのいつわりにすぎないものであるかという問題である。

塩沢君夫氏は山背国出雲郷の逃亡について分析され、山背国へ逃げたものが一人もいないことや、近隣の国よりも遠国に逃亡したものが多く、どうしてそんな遠いところまでゆけたか、またどうしてそんな遠い国にすることがわかるのかなどの点から、この行先について疑問をだされた。そして行先を記していない逃亡の場合、逃亡の記載をいつわる必要のない奴婢に多いから真実に近いと考えてよいが、筑紫や遠国への逃亡の記載は有力戸の直系親に多いからかなり事実から遠く、有力戸が律令国家の負担をさけるために逃亡をいつわるとき、摘発をさけるため遠国を逃亡先としたものと考えられた。このように塩沢氏は行先の記載、とく

に遠国のそれは事実から遠いものとされている。これに対して平田耿二氏は、塩沢氏が、行先を筑紫としているものが逃とは異なる意味をもつ在と注記されている事実を無視していることと、逃亡が不課口に多く、課役忌避を目的としておこなわれたとは考えられないことなどから、塩沢氏の見解に対して否定的な態度をとっておられる。

在が逃と異なり浮浪を意味するものであるか否かには、のちにみるように多少問題があるが、しかしいづれにせよ行先として記されている国郡名を故意のいつわりとみる格別の理由もなさそうに思われる。行先を筑紫とするものは十四人の多数にのぼるが、この十四人は雲上里計帳の二番目から四番目までの三郷戸からであり——ただし断簡であるから必ずしも連続したものとはいえない——、ことに二番目の出雲臣真足の戸では十人が筑紫に在住していることになっている。そしてこの十人は真足の母と息子、娘各一人および甥三人、姪四人から成っており、このうち課口は正丁である真足の息子ただ一人であるから、格別行先をいつわらねばならぬ理由はなさそうである。むしろ筑紫を行先とするものは、外官として赴任したものに家族が同伴したというような特殊な事情が考えられ、単純に統計的処理を施すのは妥当でないと思われる。

	在	逃	国名
畿内とその周辺	1	1	大倭
		1	伊賀
		1	近江
		1	丹波
		1	播磨
		1	伊
	4	16	計
中間地域		1	尾張
		2	幡雲
		1	出雲
	1	4	計
遠国	4		遠江
	5	1	武蔵
		10	前中
		3	越後
		4	越
	9	18	計

そしてこのような特殊の性格が想定される筑紫の場合を除くと、行先は次表のように畿内とその周辺、中間地域および遠国に分散している。

越前、越中、越後に多く、そこにいくぶんのかたよりがみられるが、越前などは辺境的な意味での遠国というより、むしろ中間地域に含めるべきものとも考えられるので、それを考慮にいれると大体において適度の分散性を示しており、追捕をさげるための作為のあとと窺えない。逃注記そのものをいっわりとしない限り、行先だけを疑う必要はないと思われる。

つぎに(2)から(4)までの注記のもつ意味、すなわち逃の注記の有無や行先の有無が、逃亡に関する実態の相違を意味するか否かについてみよう。従来逃の注記のある(2)(3)は逃亡、逃の注記のない、あるいは在と注記する(4)は浮浪と考えられてきた。もしこれが正しいとすると、(2)(3)と(4)の間には当然内容的になんらかの相違があるとみるべきであろう。平田耿二氏は、雲上里計帳の有力戸に

ついて、直系親は在、傍系親は逃と記されており、また有力二戸以外でも在と逃とを十分意識した記載方法がとられているとされている。

たしかに雲上里で筑紫国在とされているものは直系親が主体となっているが、それでも半数は傍系親である。またさきにみたように筑紫国在とあるものは特殊なケースで、単純にこれを一般化することはできないと思われる。筑紫国在の場合を除いて京畿計帳一般についてみると、戸内の地位によって逃と在を区別しうるほどの顕著な傾向は認められない。また逃と在について、それに含まれる女性の比率をみると、逃が六四%、在が六四・二%で、在の方がやや多いがほぼ同率である。もし逃が真実の逃亡であれば課口の逃亡が多く、従って女性の逃亡率が在よりは低くなりそうなものであるが、そのような傾向も認められないのである。在のなかには雲上里の筑紫国在のように、逃亡の意志のない一時的移住者と想像されるものもあるが、そのすべてが逃とはっきり区別されるものであるか否か疑問であり、ことに在の注記がなく行先だけを記すものの中には、逃の注記や逃亡年月のつけ落としがなかったとはいえないのである。

原島礼二氏は逃のうちでも(3)にあたるもの、すなわち逃亡年(月日)プラス国(郡郷)名プラス逃とあるものは、在と実態は

同じでいずれも浮浪と考えられ、政府の浮浪に対する政策の変化によつてはじめ逃と計帳に記載された浮浪(3)が神龜二年以降在と記されるようになった(4)のであるとしておられる。(3)と(4)を前後の関係でとらえる氏の説には魅力があるが、十分に立証されているとはいいいくことはさきに発表した原島氏の論文に對する批評にのべたので、ここではくり返さない。しかし逃と在という記載形式の相違が一方は真実の逃亡であり、他方が浮浪であるというような実態の相違を示すものであるかどうかは疑問であり、原島氏のいわれるように、実態的には両者は同じものである可能性があることに留意しなければならないと思われる。

それでは(2)と(3)、すなわち逃のうちでも行先の記載がないものと、それが注記されているものとの場合はどうであろうか。原島氏は(3)は在と同じく浮浪であるが、(2)は真実の逃亡であるとされる。その理由は、右京計帳によると(2)の課丁が雑徭負担の外におかれており、課役全出の浮浪ではないという点にある。しかし雑徭に関する記載のみえる唯一の計帳である右京計帳にあらわれた逃は、すべて行先を記さない(2)であつて、(3)は一件もないので、この点から(2)と(3)を区別することは不可能なのである。これ以外の点についてみても、(2)と(3)の相違を示すような現象はみいだせない。逃亡者中の女性の逃亡率をみると、(2)は七〇・三%、

(3)は五九・四%で、原島氏が浮浪とされる(3)の方が、真実の逃亡とされる(2)よりむしろ低率となっている。

以上、要するに(2)(3)(4)の注記が内容的になんらかの実態の相違を示していると思われるような様相はみいだせないのであつて、このようにみると、これらの注記がはたしてどれほど意識的に厳密に記入されたものであるか、疑問を抱かざるをえないのである。注記の相違を単純に実態の相違とみて、それを基礎に立論することは危険であつて、今後十分に検討を加える必要があると思われる。

3

逃亡記の特色の三として不課口の逃亡、なかんずく女性の逃亡がきわめて多いことがあげられる。逃と在を合わせたもののうちで女性の占める割合は次表のごとくである。

計帳	男	女	女性の比率
雲上里	8	15	65.2%
雲下里	7	28	80.0%
愛宕郡	16	11	40.7%
右京	2	5	71.4%
合計	33	59	
平均			64.1%

逃のみについてみると各計帳を平均して六四%、在の場合は六四・二%で数字にほとんど変化がない。本貫の地を離れているもののうち六、七〇%が女性なのである。これに男子不課口がいくらか加わるから、不課口の比率はさらに高いものになる。

このように逃および在のうちに占める不課口の比率、ことに女性の比率がきわめて高いことは、京畿計帳にみられる限りでの本眞離脱が課役の忌避を目的としたものでないことを示していると思われ、また移住による新天地の開拓をめざしたものであるか否かをも疑わしめる。

一行先を記す逃三八人のうち、当時開発が進行していたと思われる越前、越中、越後を行先とするものは一七人で四四・七%におよぶが、その七割にあたる一二人は女性であり、彼女らが開拓のために計画的に移住したものであるとは考えにくいのである。それではこの、女性家族員を多く含み、行先を明記しながら格別追求もされていない京畿計帳の逃や在はなにを意味しているのだろうか。

平田耿二氏はこれを分家的移住とみ、当時の家族形態からみて、同戸のうちで家族を形成しえない地位にあったものが戸から離脱して分家的に移住したと説明されている。しかし平田氏があげられている例にはかなり無理なものがある。たとえば右京計帳の秦小宅牧床の戸では、十年前の養老七年に、当時九人の戸口から戸主の牧床と母、および妹一人を除く六人が逃亡しているが、この小人数の家族から平田氏が推定されたように、牧床の結婚にともなつて彼の弟妹、それも二二歳から九歳にわたる五人の妹と一四

歳の弟が分家的に離脱していったとは考えにくいのである。また平田氏の説では当時の家族形態による制約という前提が曖昧であり、分家が遠国への移住をともなわねばならぬ理由も明らかでない。京畿計帳にみえる逃や在に分家的移住が含まれていることは考えられないことではないが、しかしこれを一般化することはできな思われる。

京畿計帳の逃や在の意味を一義的に決定することはむずかしく、そこには真実の逃亡や分家的移住、あるいはまた外官の赴任に同道したり、これを頼って移住したりしたものなど、様々なケースが含まれていたと考えられる。この問題を解明するためにはたんなる統計的処理によらず、平田氏が提唱されたような個々のケースの綿密な分析を計帳全体にひろげる必要があると思われる。

最後に京畿計帳にみられる逃亡の様相が奈良時代前半の逃亡の一般的在り方を示しているとみてよいか、それともきわめて特殊なケースにすぎないかという問題について考えてみたい。さきにもたように京畿計帳では不課口、ことに女性の逃亡が多く、また幼少年層の逃亡もかなりみられるのであるが、これは諸国に共通の傾向であったのであろうか。

ここで注意したいのは逃および在における女性の比率が、愛宕郡計帳では他に比較して格段に低いことである。内容的には愛宕

郡計帳と出雲郷や右京の計帳との間に顕著な相違は認められず、愛宕郡計帳では行先を記した逃が多いことが目につくぐらいであるから、女性の比率が低いこともたんなる偶然であるかも知れない。しかし出雲郷や右京の計帳で六五%から八〇%におよんでいる女性の逃および在が、愛宕郡計帳では四〇%そこそこであるというのは、これをつぎの事実と結びつけて考えるとき、やはり注目すべき事柄であると思われる。

すなわち出雲郷は出雲臣を主体とし、郷内に有位者や下級官人を多く含む有力村落であり、また右京計帳に記載されている諸郷戸からも同様に有位者を多くだしている。これに対して愛宕郡計帳の場合は、氏姓も雑多で部姓、族姓、人姓を多く含み、確かめられる戸数の多い割には有位者が三名と少く、そのうちの二人が大舎人になっているだけで、出雲郷にくらべて村落の地位はかなり劣ると考えられる。下級官人の供給源をなしているような畿内の有力村落や京戸には女性の逃亡が多く、愛宕郡計帳にみられるような中央政府とのつながりのよりやすい村落では女性の逃亡が少いということがいえるのではなからうか。もしそうであるとすると、畿外の一般の村落では女性の逃亡の比率はさらに低く、課口の逃亡率は高いということが考えられる。

平田氏は京畿計帳において不課家族員の逃亡が多いことを指摘

したのち、つぎのように述べられた。奈良朝後半以降における逃亡を生活の困苦に求めるのはよいとして、このような見解を奈良朝全般とくに前期にあてはめようとする一般の浮浪人観はきわめて危険である、と。しかしもし京畿計帳にみられる逃亡が特殊な性格のものであるとすると、これによって奈良時代前期の逃亡の全般を推すことはかえって危険であるということになる。この点からも京畿計帳の再検討が必要であると思われる。

四 律令政府の浮浪人対策

前節において京畿計帳の検討を試みたが、ここでふたたび浮浪人一般の問題に帰って、律令政府の浮浪人対策についてみてみたい。村井康彦氏は律令政府の浮浪人対策をつぎの三時期に分けておられる。^①(1)奈良初期まで——強制送還した時期。(2)奈良時代——送還・土断任意とした時期。(3)平安時代——事実上不干渉となった時期の三時期である。そして律令体制における浮浪人対策の原則は(1)の本貫主義にあったが、この方針は奈良朝初期までしかおこなわれなかったとされる。

浮浪人対策が問題とされる場合、一般に書記の(イ)天智九年二月条、(ロ)天武六年九月己丑条、(ハ)持統三年閏八月庚申条をとりあげ、とくに浮浪人が本土に送還されたのちも彼此ならびに課役を科す

という(四)の記事によって律令政府の本質主義の厳格さを強調するのがふつうである。しかし天智朝から持統朝にいたる律令体制形成期の浮浪人は、戸籍制度が確立した時代にそれから離脱せんとした浮浪人とは性格を異にすると思われる。天智・持統期の浮浪人対策の厳格さは、まだ戸籍に編付されていない農民を把握してゆくための努力を示すものであろう。律令政府の浮浪人対策の原則を考察するには、やはりまず律令によるべきであると思われる。

逃亡については戸令戸逃走条に規定されているが、これを絶貫条と合わせ考えると令の方針は、直木孝次郎氏がすでに指摘されたように、本籍に強制送還する本貫主義よりも、むしろ現住地編付に傾いていたと考えられる。すなわち戸逃走条によると、いわゆる三周六年の法によって除籍されるまでは、逃亡者は五保による追捕をうけることになっているが、現実にはこれはなかなかおこなわれなかったであろう。これに対して絶貫条では浮逃して貫の絶えたものは所在に付貫されることになっており、希望者のみが本風に帰ることを許されている。しかも絶貫であるか否かはこれを本人に問うだけで本風に連絡しないと義解の解釈が奈良時代初期からのものであるとすると、逃亡者はたとえ逃亡後日の浅いうちにそれが発覚しても本風に送還されず、現住地に居住することができたとみてよいであろう。直木氏が「戸令絶貫条は

人口問題を緩和する一つの抜け道であった」とのべておられるように、逃亡による移住は一般に考えられているよりは容易な行為であったと考えられる。

律令政府としては逃亡者の追捕に力を注ぐよりも、発見次第これを現住地で編付して課役をとりたてる方が得策であろうから、浮浪人対策の原則が現住地編付にあったのはいわば当然であったと考えられる。八世紀を通じてだされた浮浪人取締りの法令でも現住地編付の方針がならぬかかれている。本貫還却あるいは現住地編付の措置が明確なもののうち、現住地編付の方針をとるものからみていくとつぎのごとくである。

(1) 靈龜元年五月のいわゆる土断法(統紀)。 (2) 靈龜元年八月に、畿外に流宕した京人を当国に貫することを定めた法令(同上)。 (3) 養老五年八月の絶貫者を当処に編付する格(三代格)。 (4) 天平八年二月にだされた、当処編付をとどめて名簿に録し苦使することを定めた格(同上)。 (5) 宝字五年三月の、外国に浮宕する京戸百姓を在所に占著せしめる法令(統紀)。 (6) 宝龜一一年一〇月の他国浮浪を当処に編付する勅(同上)。 (7) 延暦四年六月の、他国浮浪は天平八年格によるべきことを定めた官符(三代格)。 (8) 延暦一六年八月に、庄園に寄住する浪人は浮浪帳に付して調庸を徴発することを命じた官符(同上)。

最後の(8)以降は全国的な対策はもはやだされず、京畿への出入りや陸奥、出羽など特定の地域に関するものに限られるようになる。右にあげた現住地編付の方針に対して、本貫還却の方針を示す法令をあげるとつぎのようになる。

(9) 養老四年三月、逃亡を悔いて本貫に帰るものには復一年を給う(統紀)。(10) 養老五年四月に、本貫に帰ることを欲するものは通送することを定む(三代格)。(11) 宝龜三年十月、下野国から陸奥国に逃げ入った百姓は本貫に還却することを命ず(統紀)。(12) 宝龜一年一〇月に、諸国の部内浮岩は本籍に編付することを定む(三代格)。(13) 延暦一六年四月、秩滿解任の人および王臣子孫の徒はこれを檢括して本郷に還す(同上)。

右のうち強制的に本貫に還却することを規定している(11)と(13)についてみると、(11)は陸奥国という特殊な地域に関係があり、(12)は国内の浮岩に限られ、(13)もまた官人や貴族階級に関するもので、いずれも特殊なものであることが知られるであろう。このうち(12)は国内の逃亡について規定したはじめての法令であることが注目される。奈良時代の前半には部内の逃亡について規定した法令はみられず、また浮浪と逃亡との区別を説明する戸令絶貫条の古記も、他国に往来しあるいは居住するものについてのべるだけで、国内の浮浪についてはまったく問題にしていな。

これは口分田が遙授される場合がかなり多く、実際には所屬する里を離れて国内の各地に居住する、令にいう浮浪の状態にあるものが多かったことと、律令体制がしっかりしている限りは、この国内の浮浪が逃亡に転ずることが少なかつたことが相いまって、国内逃亡が政治問題化するにいたらなかつたためであろう。山背国の計帳が史料としてとりあげられるさい、山背国内への逃亡が皆無であることが注目され、塩沢君夫氏のようにこれを逃亡偽籍説の一つの根拠とする考え方もでてくるのであるが、右のような事情を考えれば、国内逃亡がみられないのもいわば当然のことではなからうか。

その後宝龜の末年になってはじめて部内浮岩が問題になり、(7)の延暦四年六月格でも他国浮浪と部内浮岩とを区別して別々の措置をとっている。このように国内逃亡が問題化するのには、地方行政の弛緩とともに、(12)の格に部内浮岩の百姓が王臣の庄で駆使されたところのように、権門との結びつきが前面にでてくるようになったためであろう。奈良時代でもその前半と後半とは、浮浪人の問題もややその様相を異にするようである。

以上においてみてきたように、令制本来の浮浪人対策は現住地編付に傾いており、八世紀を通じてこの方針が一貫していることが知られる。このような律令政府の浮浪政策のなかで、もっとも

大きな政策の転換を示しているのは(4)の天平八年二月格であろう。この格では逃亡を籍帳に編付することをとどめて名簿に録し、調庸を全輸せしめて当所に苦使することが定められている。これまでは浮浪人は発見次第公民にひきもどされていたのが、この格によって浮浪人は浮浪人という身分のまま国衙に把握されることになったわけである。

このように大きな政策の変更がおこなわれた理由は、直木孝次郎氏や岡本堅次氏が指摘されたように口分田の不足にあったと思われる。籍帳に編付する場合には口分田を支給しなければならぬが、名簿に録して苦使する場合には授田の必要がないからである。しかしまたこのような政策が可能であるためには、浮浪人の側に口分田以外の生活基盤、それも政府によってある程度合法的なものとして認められた生活基盤が確保されていなければならぬであろう。その意味で天平八年格の発令は、十三年前の養老七年にだされた三世一身法と密接なつながりをもっていたと考えられる。

天平八年格がだされた結果、国衙が公民よりも自由にこれを使役することのできる労働力をえたことは重要な意味をもつと思われる。平安時代に入ると(4)大宰府で官舎の破損の修理に浪人を用い、(5)楯列山陵の守丁に浪人を充て、(6)泉橋寺ならびに渡船仮橋

などの守護に浪人を用い、(7)また遠江国では帳外浪人百人を施薬院に寄せて、身役の成で紙をつくらせ院に送らせるなど、特定の徭役に充てる労働力として浪人が用いられている。奈良時代の史料にはこのような事例はみられないが、現実には浮浪が特定の徭役に充当されることがおこなわれたのではなからうか。

なおこれとは性質が異なるが、天平八年格がだされてからのち、

辺境開拓に浮浪人が利用されるようになったことが注目される。奈良時代のはじめには辺境開拓のため諸国の公民を陸奥、出羽に移し、これを柵戸とすることがおこなわれた。続日本紀には、和銅七年十月丙辰条に「勅割尾張。上野。信濃。越後等國民二百戸。配出羽柵戸。」とあるのをはじめとして、養老六年八月丁卯条の「令諸国司簡点柵戸一千人。配陸奥鎮所焉。」という記事にいたるまで前後六回にわたってこのような記事がみえる。また大宝二年三月庚寅条に「美濃国多伎郡民七百十六口。遷于近江国蒲生郡。」とみえ、和銅七年三月壬寅条に豊前国の民二百戸を隼人の地に移してこれを勧め導びかしむとあるように、陸奥、出羽以外にも公民を政府の政策に沿って大量に移動させている。

ところが天平八年格がだされてからのちは、罪を犯したものに對する刑罰の措置として個人的な移動がおこなわれる以外は、公民を辺境に移すという措置はみられなくなり、これに代って浮浪

人を送りこむようになった。続日本紀の天平宝字三年九月庚寅条には「遷_ニ坂東八国并越前能登越後等四国浮浪人二千人。以為雄勝柵戸。」と見え、神護景雲三年正月己亥条によると、宝字三年の符によって陸奥国の桃生柵にも浮浪人一千人が差点されたらしい。また神護景雲三年六月丁未条にも、浮岩百姓二千五百余人を陸奥国伊治村においたことがみえている。このほか現地の浮浪人を柵戸としたり、郡家を建ててゐることを認めるという措置もとられてゐる。

公民を政府の政策によって恣意的に共同体から切り離して移動させることには、当然大きな抵抗があつたと思われ、そのために奈良時代の後半にはもっぱら浮浪人を利用するようになったのであろう。そしてこのような浮浪人利用の前提として、天平八年格にみられるような、逃亡者が公民に再編されることなく浪人身分のままに国衙に把握されるといった措置が必要であつたと思われる。浮浪人は公民と違って共同体に密着しておらず、それだけに政府の政策のままにこれを特定の徭役や境界の開拓に自由に充当することが可能であり、そのような性質をもつ隷属的な労働力を国衙がもつようになったところに、天平八年格の一つの意義があつたと思われる。なお浮浪人のような共同体から遊離したのもがもつ移動性は、国衙によって把握された場合に限らず、民間にあつても大きな意味をもつたと考えられ、奈良時代の浮浪の存在形態やそれが果たした役割を考えるうえで一つの鍵になると思われる。

天平八年格にみられる政策は臨時的なものであり、延暦一六年八月にいたつて恒久的に浮浪帳が作製されるようになり、浪人が身分的に公認されるようになったとする説が有力であるが、これは疑問である。すなわち前掲(8)の延暦一六年八月三日の格は、それまでとかく国衙の収奪を免がれていた親王や王臣の庄に寄住する浪人を対象とし、これを国衙が把握しようとしたものであるから、この限定された対象に対する措置をもって浪人身分の公認の画期とするのは問題であろう。この意味ではむしろ浪人を編付する宝亀一一年格(12)を否定して、ふたたび天平八年格によるべきことを定めた延暦四年六月二四日格(7)の方が、浪人政策上重要な画期をなすものと思われる。延暦一六年格は、延暦四年の措置を庄園の浪人に及ぼしただけのものとみるべきであろう。

もしそうであるとすると、天平八年格がおこなわれなかつたのは、実際には宝亀一一年一〇月から延暦四年六月にいたる数年間にすぎないということになり、天平八年格の重要性はいつそう大きいものになるであろう。浮浪帳の作製や浮浪人を公民と別の身分として把握する方針はすでに天平八年格にみられるところであつた。ただ天平八年格には懲罰的な色彩が濃く、肯定的に浪人身

分を公認するというような意味はまだなかったと思われる。その後の浮浪人問題の推移のうちに次第に格の社会的意義が変化してゆき、延暦に入って間もなく浪人身分の公認という面が確立したとみるべきであろう。

あとがき

以上の諸節において、これまでに発表された浮浪に関する諸論考を参考にして、奈良時代の浮浪について基本的な問題点を検討してきた。これまで浮浪発生の原因やその社会的意義についてさまざまな説がだされてきたが、そのほとんどは京畿計帳を基礎にして論を立てているといつてよいであろう。しかしその京畿計帳には、第三節で検討したように多くの問題が含まれている。その問題点は大きくみてつぎの三点にしぼることができようであろう。すなわち(1)京畿計帳では戸令の規定に反して、逃亡後滿六年以上を経過したのも除帳されず、課口にはあたかも逃亡という事実が存在しないかのように調が賦課されている。また(2)逃亡の記載様式の相違は必ずしも逃亡の実態の相違を示しているとは限らない。最後に(3)京畿計帳にみられる逃亡の様相は必ずしも奈良時代前半の逃亡の一般的な在り方と一致しない。

このように多くの重大な問題を含んでいる京畿計帳に基づいて

立論されている従来の諸説は根本的に再検討する必要があるのではなからうか。そのためには京畿計帳そのものの検討が必要であり、そこにあらわれている逃亡の様相を統一的に説明する努力が払われねばならぬであろう。

浮浪の問題はたんなる制度史的的理解にとどまるべきではなく、その実態の究明こそ重要であると思われるが、本稿ではそこまで進みえなかつた。奈良時代の浮浪の在り方や、その社会的役割を考えるうえで、第四節に触れた、浮浪の一特性としての「移動性」が一つの手掛りになるのではないかと思われるが、この問題については後考をまちたい。

- ① 川上多助「王朝時代の浪人に就いて」（『日本古代社会史の研究』）以下、川上氏の論考はすべてこれによつた。以下にあげる諸氏の場合も、とくに断わらない限り同様である。
- ② 平田歌二「奈良朝前期における班田農民の逃亡——畿内計帳の分析を中心として——」（『歴史』第二〇輯）
- ③ 原島礼二「京畿計帳の逃注記について」（『続日本紀研究』一二九）
- ④ 類聚三代格所収大同四年九月一六日官符（新訂増補国史大系四二八頁）
- ⑤ 北山茂夫「奈良時代の農民問題」（『奈良朝の政治と民衆』）
- ⑥ 直木孝次郎「奈良時代における浮浪について」（『史林』三四—三）
- ⑦ 平田歌二、註②論文
- ⑧ 岡本堅次「古代浮浪人考」（『山形大学紀要人文科学』二—三）
- ⑨ 塩沢岩夫「古代籍帳の資料的価値について」（『古代専制国家の構

造)

⑩ 戸令居狹条が全戸をあげて、また狹郷から寛郷へとという制限つきではあるが、農民の移住を公認していることの積極面を評価すれば、この条文が戸口の移籍禁止令として嫁出や正当な分家にまで適用されたか否か疑問である。天平五年の右京計帳や養老五年のいわゆる陸奥国戸籍には、戸口の合法的移籍を示す記載がみられるのであるから、右のような場合には当然移籍が認められたのではなからうか。

⑪ 奈良時代の後半になるが、三代格所取の宝亀十一年一〇月二六日旨符によると、伊勢国の民が逃亡や死亡をいつわって除帳され、王臣の庄に駆使されていたことがみえる。

⑫ 洞富雄「古代籍帳における夫婦別籍と別居」(『日本歴史』一三〇、一三一)

⑬ 周知のように、除帳の年に口分田を収公するというのは養老令の規定であり、古記によって復元される大宝令では「一班収授」、すなわち除帳後最初の班田のさいに収公されることになっている。たとえ養老令の班田関係の規定が、天平宝字元年の全面施行以前のある時期に施行されたとしても、霊龜元年からその時期までは大宝令の規定によっていたわけである。

⑭ 原島礼二氏は課役を負担せず、従って他国に往来しても当然浮浪と規定さるべき不課口にも逃と注記されていることから、奈良時代のはじめには浮浪も逃亡と同じく戸逃走条の適用をうけて追求されたとし

ておられる。しかしさきにもたように課役を基準として浮浪と逃亡を区別するという律令の規定が厳密に適用された様子がないので、これを根拠とすることはできないと思われる。

⑮ 直木孝次郎、註⑥論文。平田耿二、註②論文。

⑯ 長山泰孝「原島礼二『京畿計帳の逃注記について』を読んで」(『続日本紀研究』一三二・一三三合併号)

⑰ 村井康彦「荘園と寄作人」(『古代国家解体過程の研究』)

⑱ これについて古記は触れていないが、古令に明かかったと思われる積以下、明法家が一致してこの解釈をとっているので、これが奈良時代初期からおこなわれた措置である可能性は強いと思う。

⑲ 続日本後紀承和九年八月丙子条。

⑳ 同右承和一〇年五月一日条。

㉑ 三代実録貞觀一八年三月三日条。

㉒ 同右元慶五年三月一四日条。

㉓ 岡本堅次、註④論文。

㉔ 宝亀十一年以前にも、宝龜五年三月には外国に浮居する京戸の百姓を現住地に編附する措置がとられているが、これは例外的な措置であり、天平八年格を否定するものではなかったと思われる。延暦一六年以後も京畿における隠首挿出の編附がおこなわれており、浪人対策は必ずしも画一的におこなわれたものではなさそうである。

(京都府立大学女子短期大学部助教)

Herzen's Theory of Russian Socialism with Special
Reference to the Process of its Formation

by

Hiroshi Matsubara

In the Soviet Union Alexander Herzen has been regarded almost exclusively as a Revolutionary Democrat, and hardly as a Utopian Socialist. The aim of this paper is to evaluate him as a Utopian Socialist—a character which is revealed in his theory of Russian Socialism. In my opinion two factors contributed to the formation of this theory. First, the dispute between the Slavophiles and the pro-Westerns in which he was involved. Second, the failure of the February Revolution he witnessed in France during his exile there. These factors are to be traced and identified in his diary, “My Past and Thought” (autobiography), “From the Other Shore” and “Letters from France and Italy.”

Vagrancy in the Nara 奈良 Era and Keiki-keicho 京畿計帳

by

Yasutaka Nagayama

The argument over vagrancy in the era of Nara 奈良 has been made on the commentary upon fugitives in Keiki-keicho 京畿計帳, with the premise that the difference of its commenting form corresponds with that of the realities of vagrancy, while aspects of fugitives in Keiki-keicho show generally those in the Nara era. To consider carefully, the above premise is not altogether an authentic one. The prescription of the order that six-year fugitives be exempted from the code had not been executed; what is more, at least in the case of Cho 調, as persons with remission of duties were made to be those with duties, so persons with duties to be those with remission of duties, which is thought to be incomprehensible measures.

Future examination of vagrancy in the Nara era needs thorough study of the character of Keiki-keicho as an original source.